

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和4年3月24日午前9時57分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第38号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員 7名

文教福祉委員会	雨澤正	委員長
	弓削仁一	副委員長
	井坂涼子	委員
	萩原健	委員
	三瓶武	委員
	樋之口英嗣	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 1名 山形由美子 委員

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

福祉部	森山雄彦	福祉部長兼福祉事務所長
	鈴木秀文	福祉部副部長
	西野貴弘	国保年金課長
	三村真理子	国保年金課副技正
	武石泰文	国保年金課長補佐兼国保係長
	根本恵子	国保年金課国保係主幹
	伊藤恵子	国保年金課国保係主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	岩崎龍士	局長
	鯉沼光人	次長補佐兼係長
	折本光	主任

文 教 福 祉 委 員 会

令和4年3月24日（木）

午前9時57分 開会

○雨澤委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

審査の進め方について、議案番号順に審査していきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第38号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。森山福祉部長兼福祉事務所長。

○森山福祉部長兼福祉事務所長 おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第38号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例は、税率改正及び均等割額の軽減、減免の規定を加える改正を行うほか、この改正によります条項のずれに係る所要の改正を行おうとするものであります。

初めに、口頭ですが、税率改正に至るまでの国、県の動向についてご説明させていただきます。

まず、令和2年10月、県が定めます国民健康保険運営方針の改定によりまして、4年度から、県内市町村の賦課方式は、所得割、均等割から成る2方式に統一されることとなったものであります。

これまで本市は、平成16年度から18年間、税率の改正を行うことなく、毎年、数億円規模となる国保運営上の不足額を一般会計から政策的に繰り入れること、赤字繰入れで対応をしてまいりました。

一方、この間、国は、市町村の赤字繰入額が全国で毎年およそ3,400億円となっていたことから、国、県、市による公費負担を拡充することとし、平成27年度から毎年1,700億円分を増額し、平成30年度からは増額分を毎年3,400億円といたしました。この結果、国の資料によりますと赤字繰入れ市町村は、平成26年度1,112市町村が、令和2年度には269市町村となっております。

併せて、市町村に対しましては、平成30年度の国保の広域化によりまして県に納付金を納める制度とし、県への納付金に見合う国保税を賦課することを強く求められ、公費負担を拡充したにもかかわらず赤字繰入れを行った場合には交付金が減額となるなど、財政上のペナルティーが科されることとなりましたことから、今般、税率改正を行おうとするものであります。

具体的な改正内容につきましては、改正事項が多いので、内容をまとめた別紙説明資料をお手元にご用意いたしました。そちらを用いてご説明させていただきます。

まず、(1) 賦課方式及び税率等の改正についてですが、記載にありますとおり、第2条から第7条を改正しようとするものであります。

同じく、記載のとおり、新旧対照表では6ページから8ページとなっております。

それでは、資料の「税率等改正前」と題した表をご覧ください。

改正前は、①から③の所得割、均等割、平等割の3方式で課税をし、税額の内訳であります基礎課税額は、所得割が7.28%、均等割額が1万8,000円、平等割額が2万500円で、同じく内訳でございます後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額につきましては、記載のと通りの税率、税額でございました。

次に、「税率等改正後」と題した表をご覧くださいますと、①と②に所得割、均等割の2方式とし、基礎課税額を所得割が6.88%、均等割額が3万8,400円、下の段にございます後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額につきましては、記載のと通りの税率、税額に改正をしようとするものであります。

次に、(2)所得状況などによる7割、5割、2割の均等割軽減額についてですが、第19条第1項において改正をしようとするものでございます。資料にございますように、新旧対照表は10ページから13ページとなります。

改正内容といたしましては、これまでも所得状況に応じて均等割額については7割、5割、2割の額を軽減しておりました。(1)の均等割額を今般改正することにより、減額する額も併せて改正となります。「税率等改正後」と題した表にございます記載額が、こちらが減額分となります。

下の段にございますイメージ図をご覧くださいますと、均等割額のうち、基礎課税額は、軽減がない場合は「軽減なし」の欄の太枠にございますとおり3万8,400円となりますが、これが7割軽減の場合は2万6,880円を軽減し、太枠部分であります残り1万1,520円、こちらが課税額となります。5割軽減、2割軽減も同様でございます。

次に、資料の裏面をご覧くださいます。

(3)未就学児の均等割額の軽減についてですが、第19条第2項により追加をしようとするものであります。資料記載のとおり、新旧対照表は13ページになります。

改正内容といたしましては、地方税法の改正に伴いまして、未就学児に係る均等割額の減額措置の制度が規定されました。このことから、市の国保税条例におきましても、未就学児に係る均等割額を5割軽減する規定を追加しようとするものでございます。

なお、先ほどの(2)に該当する7割、5割、2割の均等割の世帯の場合、既に軽減を受けているため、減額後の額に対しての5割軽減となります。イメージ図にございますように、7割軽減世帯は残りの3割に対して5割の軽減となりますので、実質1.5割分の追加となり、8.5割軽減となります。

次に、(4)税率改正により影響を受ける世帯の負担緩和のための減免についてですが、附則第16項を追加しようとするものでございまして、新旧対照表は20ページになります。

なお、軽減と減免につきましては、どちらも課税額を下げることを意味する用語ですが、例規上では、軽減は法律上の定めに従って行い、減免は市町村の判断により行うものとして、使い分けをさせていただいております。

戻りまして、(4)の改正内容でございますが、今般の税率改正による被保険者の負担軽減

のため、4年度の国民健康保険税についての減免の特例の規定を設けようとするものであります。

①小学生から高校生世代以下の均等割を減免。

②被保険者数が多い3人以上の世帯を対象に、3人目以降の均等割を減免する規定を追加しようとするものであります。

減免の割合につきましては5割を考えておりますが、具体的な割合については国保税減免規則で定めることとなります。

ただいまご説明いたしました新たな措置3点について繰り返させていただきますと、一つは国の制度として(3)の軽減、市独自として(4)の①、②の2つの減免措置となります。

この新たな3つの措置を合わせますと、1世帯における軽減が適用されます人数についてですが、被保険者が3人の世帯の場合はこれにより少なくとも1人分、世帯構成によっては高校生以下の方が2人いらっしゃる場合には2人となります。

最後に、その他の条項につきましては、条文追加に伴う条項のずれなどの所要の改正となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○雨澤委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。樋之口委員。

○樋之口委員 ちょっとよく理解できていないかもしれませんが、教えてほしいんですけど、この改正によって、ひたちなか市にとって、税収のいわゆる上がるか下がるかとか、どのぐらいかというのを教えていただければと思います。

○雨澤委員長 武石国保年金課長補佐。

○武石国保年金課長補佐兼国保係長 今、税収がどのぐらい増額になるかというところでありまして、今回の改正の大きな目的の一つとしまして、赤字を解消するという部分がございますので、まずその赤字分がおおよそ2億数千万円ございます。さらに、来年度の納付金額がおおよそ1億8,000万、2億近くございますので、その分を今回充てるために税額を改正するところでありまして、おおよそでございますが4億近く、全体として増額するような形となります。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 ありがとうございます。4億増えるということで理解していいわけですかね。

○武石国保年金課長補佐兼国保係長 はい。

○樋之口委員 続いて、それでほぼ今のところはカバーできるかどうかですね。今、1.8億とかと、それとは違うのかな。ちょっと分かっていないね、俺も。お願いします。

○雨澤委員長 武石国保年金課長補佐。

○武石国保年金課長補佐兼国保係長 申し訳ございません。若干繰り返しの部分もございますが、その2つ目の1.8億というものは、今回、納付金に見合う税収を確保するという部分がございますので、県の納付金額の増額部分が、令和3年度と来年の令和4年度を比べますとおおよそ1.8億円ぐらい増額となりますので、納付金に見合う税収を確保するという意味で、その部分の増額をするために今回の税額を設定しているということになります。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 令和4年度で見たときに、今までと同じである一般会計からの繰り出しという視点で見て、令和4年度が、従来で見たときには、一般会計からの繰り出しは幾らであって、今回、一般会計からの繰り出しをやめて軽減策という形になりますけども、それも多分一般会計からのお金。要は国保に関して一般会計からの繰り出しが従来と今回のこの軽減策で使われる額と、どのくらい変わるのか分かりますか。

○雨澤委員長 森山福祉部長。

○森山福祉部長兼福祉事務所長 ただいまの一般会計からの繰入金がどのくらい影響があるかということでございますが、まず予算ベースでちょっと申し上げさせていただければと思うんですが、令和4年度の説明資料の2を用いて説明させていただきますと、繰入金のほうが令和4年度予算を9億4,838万4,000円、約9億4,800万が繰入金となっております。これに関しましては、いわゆる赤字繰入れ以外にも、先ほど公的負担という形で、国、県、市がルール分で負担をする分というのも全て含めた額でございます。これがおよそ9億4,800万円。

それに対しまして、令和3年度、今年度当初予算ベースで申し上げますと、繰入金のほうが10億1,200万円ほどでございました。今般、さらに3月補正でそこで税収の不足分という形で繰入金のほうを増やさせていただきまして、いわゆる今年度、令和3年度分の不足分としてはおおよそ1億分を増額させておりますので、先ほどの当初予算の10億1,200万に対しておおよそ1億ですから11億ほど。対しまして、繰入金のほうは9億5,000万ほどですので、その意味では9億5,000万から11億ということで、1億5,000万ほど繰入れの額が下がったというふうな形になります。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 1億ぐらい繰入れが下がっている中で、今度、軽減策で市独自に使うお金というのがどのぐらいの見込みになるのでしょうか。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 このたび、国以外に2つの市独自の緩和策を適用させるということで、財源は4,000万円を見込んでおります。1つ目の小学生から高校生までのものが1,200万、そしてまた市独自の3人以上の世帯から2を除いた方に対する均等割、2分の1減免、これが2,800万という内訳になっております。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 そうしますと、従来に比べると一般会計からの繰入金はトータルで見ると5,000万ぐらい下がる構成になると思うんですけども、その5,000万円下がる構成というのはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○雨澤委員長 武石国保年金課長補佐。

○武石国保年金課長補佐兼国保係長 概要で申し上げますと、おおむね赤字を解消して、今回税率を改正して、影響が出ますので、その分の緩和策を差し引くと今のような金額になってく

るかなという、概算でいうとそういうところになるかと思います。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。樋之口委員。

○樋之口委員 この緩和策、減免措置というんですか、これはずっと続くんですかね。時限立法か何かですかね。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 まず、1つ目の国の法律で定められているものにつきましては、基本的にずっと続くものと思われま。

2つ目は、県から頂く交付金を使って、財源を県から、今回、賦課方式を県内2方式に統一するということになりましたが、その2方式を実現した自治体に対して県が交付金をくれることになっています。ただ、その交付金を頂ける期間が、1～2年ではやめませんというような県が言い方をされているものですから、財源を頂ける間はこの(2)の小学生から高校生までのものは続けたいと思っております。

3つ目の3人以上の世帯に適用するものにつきましては、来年度適用して、その次の年に、例えば2分の1を4分の1、その次の年にゼロというふうに、段階的に終息するやり方というのを今のところ考えております。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 ありがとうございます。何となく徐々に上がっていっちゃうという感じで理解していいんですかね。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 段階的に上がっていくという、それはただ納付金を納めるために必要な額ということになります。近隣の他市町村と比べてもバランス的にはほぼ同等の税額ということになります。また、今後、もしかすれば基金のほうに少しずつ積んでいくことができる可能性もありますので、急激に上がってしまうようなとき、また納付金、県は毎年1月にその次の年に納める納付金を提示してくるんですが、またその納付金が上がってしまった場合とかした場合には、やっぱり基金を上手に活用しながら、負担軽減に努めていきたいというふうに思っております。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 ありがとうございます。理解できたところで、あと続けて質問していいですか。

○雨澤委員長 どうぞ。

○樋之口委員 市民に対するアナウンスはどのような形で考えておられるのでしょうか。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 予算委員会のほうでもちょっとお答えさせていただいて、かぶる部分があるかもしれませんが、今後の市民への周知というのが一番重要になってくるというふうに思っております。被保険者の皆さんには、今回改正に至った背景とか、なぜこの時期に改正しなくてはならないのかといったこと、また、先ほど部長からもありましたが、国や県の動き、そして他市町村との比較、そういったことについて説明をしていきたいなというふうに思ってお

ります。

4月10日を皮切りに、4月、5月、6月と市報に掲載をしまして、6月には全国保世帯、これは1万9,000世帯ありますが、そこに個別で通知をしたいというふうに思っております。7月上旬の納税通知書の発送のときには再度詳細な文書を同封して、周知徹底を図っていききたいと思っております。

非常に多くの方から、何でこんなに上がったんだというのが必ず問合せが来ると思っております。特設窓口なども設置しながら、また状況によっては国保年金課のOBの職員にも流動的にお力をいただきながら、市民一人一人に対してきめ細かく丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 では、よろしくお願いします。

○雨澤委員長 森山福祉部長。

○森山福祉部長兼福祉事務所長 先ほどの樋之口委員のご質問にちょっと補足をさせていただければと思うんですが、先ほど課長の西野より懇切丁寧に市民の方にはご説明をしまいたいというようなご答弁をさしあげましたが、これも実は、予算ベースでちょっと申し上げますと、国民健康保険税のほうの予算額というのが、税収という点では令和3年度の当初がおおよそ23億円から国民健康保険税の4年度の税収のほうは25億4,700万円、ここでは2億5,000万ほどの増ですが、これを実際に課税させていただく方の課税ベースで、これは収納率も掛けたものですから、課税ベースで申し上げますと23億円の課税額が27億円の課税額になったと、そういうことで大分負担感をお感じになるということをご想定した上でのただいま申し上げたような軽減措置、あるいはそれに対する説明の内容でございます。市民の方にとっては、私どもの一般会計の赤字繰入れ分の減少よりも多くの負担感を感じられるだろうなということをご承知の上で、丁寧にご説明をしまいたいと考えております。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。弓削委員。

○弓削委員 予算委員会の折に、軽減を図っても、なおやっぱり延滞される方が出てくるのではないかなというお話があったと思います。そこで分割なんかもというふうなお話をお聞きしたような気がするんですけども、その辺の内容はまだ決まっていないのかもしれないんですけども、その考え方というか、教えていただけることがありましたらお願いします。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 低所得者の方は均等割を7割、5割、2割、特に7割を大きく軽減しております。その軽減を行ったとしてもやっぱりどうしても払えないという方はいらっしゃるというふうに思っています。そういった場合には、今委員おっしゃったように分割による納税というのを視野に入れながら、これは収税課ともしっかりと連携をしていかななくてはならないと思っております。

やはりすぐに資格証というんですが、そういったものを出すようなことなく少しずつでも納めていただく、小まめに来庁をしていただくと。そこで生活状況なども確認しながら、順応に

対応していきたいと、丁寧な納税相談に応じていきたいというふうに思っております。

○雨澤委員長 弓削委員。

○弓削委員 そうしますと、いろいろ時間はかかることだと思うんですけども、めどとしての辺りまでまとめようというような、分割するかしないかも含めてどういう、いつ頃までに考え方をまとめていこうとか、そういうことは、今のところ、ありますでしょうか。

○雨澤委員長 西野国保年金課長。

○西野国保年金課長 納税相談につきましては、収税課が所管となりますので、収税課としっかり連携を取りながら対応してまいりたいと思っております。

○雨澤委員長 弓削委員。

○弓削委員 やはりコロナだけじゃなくしていろんな、物価もかなり急激な変動を見せておりますので、そういった面で、今まではそういう社会保障に頼らなくてもという方も、だんだん頼ることも視野に入ってくるという、そういうことも考えられますので、いろんな納付しやすい方法とか、あるいはそこに至らないで済むような対策というのをお願いできればと思います。

以上です。

○雨澤委員長 いいですか、要望で。

○弓削委員 はい。

○雨澤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 なければ、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

それでは、次に議案第41号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。森山福祉部長兼福祉事務所長。

○森山福祉部長兼福祉事務所長 それでは、議案第41号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして説明させていただきます。

本条例につきましては、国保支払準備基金に係ります積立て及び処分の規定となっております第14条及び第17条の改正を行おうとするものでございます。

初めに、口頭のご説明となってしまいますが、ただいまご審議いただきました国保の賦課方式の2方式化に伴います税率改正によりまして、今後は国保会計におきましては自立的な運営を推進してまいりたいと考えております。

一方で、県に毎年納めます納付金の増額、あるいは本年10月から実施されます社会保険の

適用拡大によりまして、国保の被保険者が減少をし、結果、税収の減少などが起こった場合においても納付金等の支払いに困難が生じないように、財政調整のための基金として活用できるようにするための改正でございます。

それでは、具体的な改正内容、3ページの新旧対照表をご覧くださいませ。

第14条の（積立て）につきましては、波線が引いてありますとおり、「地方財政法第7条第1項に規定する金額で市長が定める額」を「次に掲げる額」に改めようとするものであり、第1号につきましては従前の地方財政法に係る規定とし、第2号につきましてはその他市長が必要と認めた金額とするものであります。

続きまして、第17条につきましては、波線が引いてありますとおり、第1号の「災害その他の特別の事情により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払いに困難を」とありますのを「法第75条の7第2項の規定による国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に不足が」に改正を行おうとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○雨澤委員長 それでは、次に閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、皆さんの意見がありましたら。何かありますか。打越委員。

○打越委員 6月まで4月、5月と2か月あるわけですが、先月の2月16日の文教福祉委員会の中の説明資料の中に、新たに大和リースのコストに対する10%を計上するという新たな項目が出てまいりました。一般質問や予算質疑でも貸借借額530万円になった内訳を明示されておられません。こういう関係上、起債を充当すれば、0.02%が起債の決まりでございます。その50倍ものコストに対する10%を計上するという事は、市民に対して私どもは全然説明できないのであります。

したがって、4月でも5月でも結構ですが、そのうちの1回は、この福祉事務所が出してい

る説明書類の中を精査する必要があると思うので、委員長におかれましては、1回、4月から5月をお願いしたいと思っています。

○雨澤委員長 これは10%、取得税の件。

○打越委員 じゃないです。

○雨澤委員長 打越委員。

○打越委員 前は取得税の関係でやっていただきましたが、新たな説明、部長の説明では、コストを10%計上するという答弁がございました。そのコストの10%の決め方というのが非常に不明朗でございますので、ここら辺の質疑をしたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○雨澤委員長 後で検討して、どういう状況にするかはこれから。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、皆さんにちょっとお話ししたいと思うんですけど、現状、今、研修とかそういう部分での所管事務調査の中で、いろんな形で、今、このコロナ禍の中ではなかなかいろんな形で行けないものですから、ただ、今回どういう形になるか分かりませんが、一応そういう形でちょっと検討してもいいのかなというのはあるんですが、ただ我々の一存でできませんので、受入れとか、そういうところもあるでしょうから、そういう考えを持ってもいいのかどうか、ちょっと皆さんにご意見を聞かせていただきたいなと思うんですが。樋之口委員。

○樋之口委員 今、委員長が言われた方向でよいのかなと。ただ、ほかの委員会もどういうふうにされるか、その辺も委員長同士で、もちろん議長を通してですが、まとめていただいて、できたら研修に行く方向で、繰り返しますが、委員長が言われたように、受入先もいろいろありますので非常に厳しい状況かもしれない。原則としては研修をされたほうがいいんじゃないかなと、されたほうがというか、私はしたいと思っています。

以上です。

○雨澤委員長 ほかに。打越委員。

○打越委員 予算的に、先進地視察は議員の仕事でございますと予算に計上されているんだから、世の中の形態があるかもしれませんが、実施する方向でやっていただきたいと思っております。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 私も、こういう状況になってきたので、通常、今までは5月に視察をやっていたと思うんですけど、別にそこにとらわれずに、ちょっと先延ばしにしても私はいいと思うので、そういう可能性も含めて、まずは実施する方向ということで、計画というか検討していただければと思います。

○雨澤委員長 分かりました。

それでは、正副でちょっとそれを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次回の日程なんですが、4月9日から13日、その間で厳しい日程がある方はおられますか。

(「暫時休憩していただいているですか」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○雨澤委員長 再開いたします。

研修に関しては5月9日から13日の間ということで、こちらで検討させていただきます。これが厳しいという場合は先延ばしにするような形でやるという形でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、所管事務調査については、18日(月曜日)か19日(火曜日)のいずれかになります。これは午前中ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 内容については、正副に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、次に閉会中の継続調査申し出について議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○雨澤委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○雨澤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次にその他に入ります。その他何かご意見があれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 なければ、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しました。
これをもちまして文教福祉委員会を閉会します。

午前10時39分 閉会